

【商品・サービス提供に適用される契約条件】

本書冒頭に記載される「商品名」および／または「サービス内容」により特定されるマーサージャパン株式会社（以下「マーサー」といいます。）による貴社に対する商品および／またはサービス提供（以下併せて「本サービス」といいます。）には、以下の契約条件が適用されます。

1. 秘密保持

マーサーおよび貴社の両者は、マーサーが商品または本サービスを提供する過程において、秘密および専有情報（以下「秘密情報」といいます。）を、随時、相手当事者に開示する可能性があり、本サービスの内容は秘密情報を構成します。秘密情報を受領する当事者（以下「受領当事者」といいます。）は、開示当事者の書面による事前同意を得た場合を除き、秘密情報を第三者に漏洩もしくは開示しないものとします。ただし、(i)受領当事者が法律または法的手続によって開示することを義務づけられている情報、(ii)すでに公知となっているまたは受領当事者の過失によらず公知となった情報、(iii)受領当事者の知る限りにおいて、秘密情報を開示する当事者（以下「開示当事者」といいます。）に対してなんら秘密保持義務を負わない第三者から受領当事者に対し利用可能とされた情報、または(iv)開示当事者の秘密情報を参照せずに、受領当事者が独自に開発した情報には、上記に定められた秘密保持義務は適用されないものとします。

2. 許諾された利用

上記の「秘密保持」の条項にかかわらず、マーサーは、マーサーの顧客の連絡先等の情報を顧客名簿上で管理し、顧客に関する情報の管理やコンフリクト・チェックのためにアクセス制限のあるマーサーのグループ会社内のデータベースに追加することができます。マーサーは、マーサーが提供するサービスの品質向上を目的として、各種レポート（カスタム分析を含みます。）用の動向分析データ、データベース、統計および分析を作成するため、また商品およびサービスを構築する知的資本を創造するために顧客が提供した情報およびデータを利用します。ただし、当該利用の際には、顧客または個人が特定できないよう措置を講じます。

3. 知的財産の取扱い

貴社は、本サービスおよび関連商品もしくは本サービスの提供前からマーサーが保有している、または本サービスおよび関連商品もしくは本サービスの提供過程においてマーサーが取得した、すべての知的財産権（本サービス、商品および本サービスのすべての商標および著作権、データ、ノウハウおよび営業秘密、これらの構造、アンケート、文章および図表によって構成された資料、これらの中で表示されているすべての技術的情報その他内容ならびにこれらの変更および機能拡張を含みます。）についてマーサーまたはそのグループ会社が排他的かつ独占的権利者であることを認識します。貴社は、アンケート、サーベイ、商品または本サービスの一部を、いかなる方法を用いても第三者提供、複写、再現、再出版、変更、アップロード、掲載、作成、送信、売却、または頒布してはならず、そのいかなる部分も、分解または解析してはなりません。本条件に規定がある場合、またはマーサーの書面による事前の同意がある場合を除き、マーサーもしくはそのグループ会社の商標、著作権その他一切の知的財産権を利用するライセンスその他一切の権利が、黙示、禁反言またはその他の方法により付与されるものではありません。マーサーは、自己の社内においてのみ利用する目的で、本サービスに関してマーサーから提供された知的財産を利用する非独占的かつ譲渡不可の貴社の権利を許諾します。マーサーが貴社の関連会社によるかかる知的財産の利用を許諾した場合、貴社は、当該関連会社による本条件の違反につき連帯して責任を負担するものとします。

4. 責任の制限

貴社は、以下について認識し、同意するものといたします。(i)本サービスの提供に関してマーサーが負うことのある、本サービス、レポートおよび商品または本サービスに起因し生じる損害に係る貴社および第三者に対する賠償額の総額は、契約責任、瑕疵担保責任または不法行為などの法的原因を問わず、レポートおよび商品または本サービスの対価としてマーサーが受領する報酬の金額を上限とすること。(ii)マーサーは、本サービス、商品もしくは本サービスに関連する逸失利益、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的または付随的損害を貴社に対して賠償する責任を負わないこと。

5. 準拠法および裁判所

本条件は、日本法に従って解釈されるものとし、両当事者は、本条件に関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

【Mercer Executive Pay Intelligent Data に関する特約条項】

マーサージャパン株式会社（以下「マーサー」といいます。）による貴社に対する Mercer Executive Pay Intelligent Data（以下「EPI」といいます。）の提供には、上記の契約条件に加えて、以下の特約条項が適用されます。

EPI には、個人情報の保護に関する法律第 27 条第 2 項に規定される個人データが含まれ、個人データの対象となる本人から第三者への提供の停止の求め（以下「停止請求」といいます。）があった場合は当該個人データを提供することができません。従って、貴社より EPI 購入の発注がなされた後、対象の個人データについて停止請求があった場合においては、次に従って取り扱うものとします。この場合において、マーサーは債務不履行の責を一切負いません。

- ① マーサーは、貴社に対して、対象の個人データについて、本人から停止請求があったことを速やかに通知します。
- ② 貴社への通知をもって、貴社は発注済の EPI の解約を選択することができます。
- ③ 貴社が EPI の発注の解約を選択した場合、マーサーは当該発注にかかる契約金額を返金します。